

雲部車塚古墳概説(一)

篠山市 水井 康宏

はじめに

兵庫県篠山市^①は、兵庫県中央部の東端に位置します。また、丹波高地の中央にあり、標高約二〇〇m、東西約一六km、南北約四kmの盆地(篠山盆地)です。盆地の中央部を向斜軸が走り、



この向斜軸を東から西へ篠山川が流れています。中心部はかつて古多紀湖とよばれる湖の底でした。デカンシヨ節で「丹波篠山山奥なれど、霧の降るときや海の底」と歌われるように、晴天で晩秋の寒い日には、暁霧で盆地が覆われます。

この霧をかき消すかのように、五世紀に突如出現するのが雲部車塚古墳(以下車塚)です。篠山市東本荘に所在する馬蹄形の周濠・周庭帯をもつ前方後円墳で、主軸を東西にとり、前方部を東に向けています(図1^②)。南北にのびる独立丘陵から派生する枝尾根を切断して墳形を整える丘尾切断形式の築造方法をとっている^③といわれています。また、北と南にそれぞれ一基の陪塚があり、車塚と呼ばれる所以です。

現在は陪塚二基とあわせて陵墓参考地となっており、立ち入ることはできませんが、一八九六(明治一九)年、地元民によって試掘調査がなされています。この時の記録が、「車塚一蒔^④」や「四道將軍丹波道主命の御陵墓顛末記」として残されており、これらによって車塚の概要を知ることができます。

資料の制約という中、車塚の築造企画や個々の遺物をとりあ

げた研究がなされていますので、小文はそれらの研究をまとめ、盆地内唯一の大型前方後円墳である雲部車塚古墳をご紹介します。



図1 1雲部車塚古墳 2雲部車塚北倍塚
3雲部車塚南倍塚 4車塚の坪遺跡
5飯塚古墳 6北条古墳

試掘に至る経緯と経過

1 試掘まで

車塚は、一八七五(明治八)年の地租改正により東本荘村の所有地となりますが(年表参照)、前年の洪水による村の修復費を捻出するため、同年、村民一四名に売却されました。しかし、江戸時代車塚は竿除地(さしぬきち)(よけち、じよち、免租地)であったものが課税対象となったため、村民一四名は一度にわたって兵庫県庁に開墾願いを提出します。しかし、いずれも認められませんでした。逆に、決して崩さない旨の誓約書を県庁に提出させられます。

池田正男氏が指摘されるように、兵庫県庁が認可しない背

景の一つには、一八七四（明治七）年に布達された「太政官達第五九号」^⑥が、また一八八〇（明治一三）年に布達された「宮内省達乙第三号」^⑦があると想われます。両「達」を合わせたその内容は、「私有地であつても、古墳はみだりに発掘してはならない。風

雲部車塚古墳関係年表

1652～1654	承応年間	篠山藩主松平若狭守、地押の際北側の濠を残し、濠の三方を埋め耕地とする
1875	明治 8	地租改正により村有地となる 村民 14名に売却、村民 14名の共有地となる
1886/12/29	明治 19	二度めの開墾願いを兵庫県庁に提出
1896/05/14	明治 29	八木 奘三郎実地検分
/19		車塚試掘
/26		陪塚調査
/30		姫塚試掘願書提出（不許可）
/07/29		木戸村長、五色塚古墳、壇城山古墳を視察
/08/09		木戸村長、中国人類学会に入会、第4回例会で報告
1897/06/19	明治 30	出土遺物調査報告
/08/14		車塚は保存すべく宮内省の指示あり
1898/05/11	明治 31	木戸村長上京、諸陵寮頭戸田氏共に面会
1899/07/06	明治 32	陵墓参考地として宮内省に買い上げられる
1900/03/30	明治 33	陵墓参考地となる
1901	明治 34	出土品を京都帝大へ移し保管
1903	明治 36	田を濠に戻す工事に着手
1935/05/15	昭和 10	宮内大臣へ「陵墓指定申請書」提出（多紀史蹟研究会）
1967	昭和 42	濠を改修（宮内庁）
1978～1979	昭和 53,54	松くい虫により老松枯死全滅
1984	昭和 59	周庭帯の発掘調査（篠山町教育委員会）

雨によつて石槨や土器等が露出した場合や開墾中に古墳を掘り当てた場合は、詳細な絵図面を作成して政府に届けなければならぬ」というものです。

加えて、外池昇氏によると、一八八一（明治一四）年の「宮内省達乙一号」^⑧は、その主旨が東京日々新聞の「雑報欄」に掲載されたこともあつて、行政のみならず、広く一般に行き渡り、研究者の議論をも呼んでいます。

ただ、『多紀郡誌』によると、一八八六（明治一九）年に村民が開墾願を出した際、地元の豪農波部本次郎氏が匿名で東京日々新聞紙上に、開墾によつて車塚が崩されることを惜しむという内容を投稿しています。そして、この記事を見た県官が出張してきています。これが二度めの開墾を不許可とした直接の原因のようです。

2 奈良地域のようす

巨大古墳が集中している奈良地域では、先の通達による影響があつたのでしょうか。

奈良県では「太政官達第五九号」より先に、一八七三（明治六）年、「陵墓古墳の発掘を禁止」という県令を発しています。^⑨これらの通達は奈良地域の人々にさまざまな事件をもたらすことになつたようです。

例えば、一八八五（明治一八）年、広瀬郡大塚村（現北葛城郡広陵町大塚）の黒石山で、所有地に榎を植林しようとして、古鏡を掘り当てた農民が警察に届けたところ、警察の執拗な取り調べを受けています。警察当局は「通達」通り様々な書類を作成

し、途中から事件として取り扱うようになります。そして、書類上「古鏡」が「神鏡」となり、「朱を隠匿した」という疑いまでかけられます。

この一件は、茂木雅博氏により詳しく論じられています。¹⁾茂木氏は「この取り調べはまさに異常ともいえ」、「これが明治期における陵墓探査の実態であり、この地域ではこうしたことがじつに多くあった」と述べておられます。

幕末の「文久の修陵」(一八六二―一八六五)は、天皇陵の比定・改築が主な目的でした。明治に入り、陵墓政策が天皇以外の皇族まで拡大されていきます。これによって、奈良県の一件や、燃料・肥料等の補給場であった墳丘や耕作地への用水溜池として利用していた濠からの締め出し、という問題に民衆は直面させられることとなります。ただ一方で、「巡陵」という風潮が、民衆の間に高まっていくことも忘れてはならないでしょう。

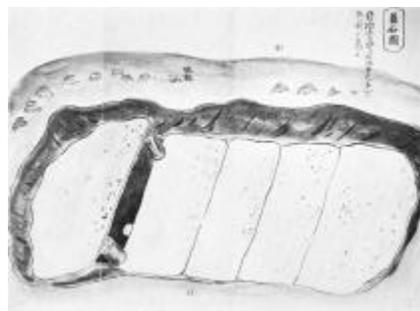
では、このような時代背景にありながら、なぜ車塚を試掘することができたのでしょうか。

3 試掘

木戸村長が先の通達等の存在を知っていたかどうかはわかりませんが、一八九六(明治二九)年五月一九日、木戸村長以下村民によって車塚が試掘されることとなります。試掘の直接のきっかけとなったのは、東京大学理科大学(現東大理学部)に勤務していた八木装三郎氏の帰郷でした。八木氏は、同月一四日に車塚を視察し、「墓形ヲ案ジテ二千年前ノ墓制ニテ御陵力否ラサレバ皇族方ノ墳墓ナラン」と、木戸村長に伝えていきます。また、石棺

のある場所を指示し、発掘は「熟練ノ工手」でないと無理で、それには相当の費用がかかるが、負担できるかどうかを問い、車塚のことは雑誌に掲載することを述べて当地を去っています。

木戸村長は惣代木戸正寿郎氏と協議し、「八木ノ説ノ如クナクハ従来土人ガ塚ヲ農事ニ使用ナス等ノ慣行ニ徴シ捨テ措キ難キ次第」として、試掘に踏み切ります。この時既に木戸村長には、二十年近く課税地を放置させられている村民の苦情に対する解決策として、政府に買い上げさせるという目算があったのではないのでしょうか。それは、試掘後の木戸村長の迅速な動きを追っていけば理解できそうです。いずれにしても、木戸村長の苦渋の選択にはかわりありません。



「案証書報告書」
「車塚調査報告書」
「石室の北蓋石より
石室の西蓋石より」
図2 第二
図附版

つた青年が戻ってくると、朱で「身体一面に真紅に染まると、真赤で、^{あか}恰も不動明王という有様」であったというようだが、「四道將軍丹波道主命の御陵墓顛末記」にリアルに描かれています。

この騒ぎに駐在巡查、巡回中の篠山警察署長がかけつけ、元通りに戻すように命じます。結局、石棺は開けられていません。著名な三角板鉾留衝角付冑等の遺物を取り出されるのは、こ

れから一年後になります。

4 試掘後

試掘後木戸村長は、考古学に関する見識を深めつつ、「上申書」「具申書」等を兵庫県知事や宮内大臣宛に送り、車塚の重要性を訴えます。しかし、車塚は丹波道主命の陵墓であるという気運が地元で高まる中、一向に政府側の動きがないので、単身上京し、諸陵寮頭戸田氏共氏に直接訴えます。そして、地価並みで買い取るという約束をとりつけます。

帰郷後村会議を開き、一端地価並みで売り渡すことを決議しますが、ある役人の入れ知恵によって、地価の倍額でないと売り渡さないと村民が言い出します。

折しも貴族院では、木下廣次京大総長が「諸国に存在する歴史に由緒ある地、又は古墳と云つような土地は、悉く官有地として買い上げないときは、折角の大切な地が破壊されて消滅する憂いがある」と建議し、可決しています。このことを新聞で知った木戸村長は、さっそく木下総長に会いに京都に向かいます。事情を聞いた木下総長は、宮内省との交渉を引き受けます。そして車塚は、地価の倍額六百三十四円六錢で宮内省に買い上げられることとなります。このような経緯もあって、後に車塚からの出土品が京都大学に保管されているのです。

一九〇〇(明治三三)年三月三〇日、車塚は陵墓参考地となり、年給五円で監守人を置き、厳重に柵を造り、立ち入りを禁じられることとなります。

一九三五(昭和一〇)年、多紀史蹟研究会や多紀郡の町村長

会は、陵墓比定に関する「請願書」を宮内大臣に提出します。それは、車塚が丹波道主命の陵墓であることを考証したものです。が、陵墓比定のないまま今日に至っています。

雲部車塚古墳は陵墓参考地となり、研究という道は霧で覆われてしまいましたが、木戸村長はじめ村民の努力により、今なお雄大な姿をとどめています。

参考文献

私立多紀郡教育会編纂『多紀郡誌』一九一八年

奥田楽々斎『多紀郷土史考』一九五八年

注

(1) 一九九九年四月、多紀郡は四町(丹南町・西紀町・今田町・篠山町)が合併し、篠山市となりました。

(2) 篠山町遺跡詳細分布調査報告書。一九八九年(一部改)

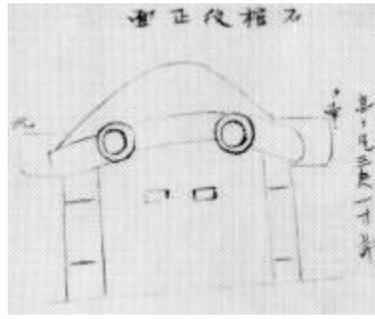
(3) 池田正男「雲部車塚」『兵庫県大百科事典上巻』神戸新聞出版センター 一九八三年

(4) 『車塚一時』は個人所蔵の古文獻のため、中山正二編『雲部御陵墓参考地―車塚研究資料集―』(一九七〇年)及び、西山北古墳調査報告書『

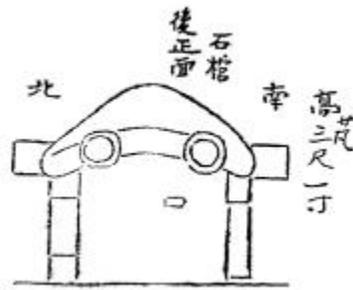
付載「車塚一時」(一九七二年)によりました。また、高家正一著『四道將軍丹波道主命の御陵墓顛末記』(一九〇八年)も両文獻によります。尚、『雲部車塚古墳―道路改良工事に伴う周庭帯の発掘調査報告書―』(一九八四年)に『西山北古墳調査報告書』付載の『車塚一時』が再掲されています。

(5) 池田正男「木戸勇助と雲部車塚」『兵庫県の歴史』第三一号 一九九五年 小文を書くにあたり、池田氏の論文に拠るところが多い。ただ、この論

文中の四二頁に「図2 竪穴式石室と長持形石棺（車塚一蒔）所収」とありますが、石棺西側小口板の方形突起が二つのはずが一つ欠落していることや石棺等の形からみて、当時の美見者が書いたものを安藤靖之助氏が書き写し、さらに中山正二氏が書き写されたものと思われまます。ご教示いただいた中野卓郎先生に感謝します。左の下図は、他の文献にも「車塚一蒔」附図」として引用されていますので、注意が必要です。小口板の方形突起が二個と一個の場合、二個の方を頭部とする研究があり（例えば、岸本一宏氏「竜山石製長持形石棺の特徴と埋葬方向」・網干善教先生古希記念考古学論集上巻」一九九八年）、重要と思われまますので書き添えまました。



(写) (実写) 石棺西側
『図版』(報告書) 西側石棺
調査附図
蒔一塚車
(北山西北
第一八号)



氏が助之助
の図の写し
靖之助
藤靖之助
安藤靖之助
記西側石棺
所書石棺
郡役所
多紀郡
書き写した
(中山正二編
(1970)より)

(6) 「太政官達第五九号」明治七年五月二日布達

御陵墓調査上発見ノ古墳届出方(府県)

上世以来御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付各管内荒蕪地開墾ノ節
口碑流伝ノ場所ハ勿論其他古墳ト相見候地ハ猿一発掘為致間敷候若差
向墾闢ノ地ニ有之分ハ絵図面相副教部省可伺出此旨相達候事

(7) 「宮内省達乙第三号」明治十三年一月一五日布達

御陵墓所在未定ノ分取調ニ付人民私有地内古墳等発見ノ節届出方(府
県、沖縄県ヲ除ク)

上世以来御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付云云ノ件去ル七年五月
第五十九号ヲ以テ公達ノ趣有之就テハ古墳ト相見候地ハ人民私有地タリ
干猿リニ発掘不致筈候トモ自然風雨等ノ為メ石槨土器等露出シ又ハ開
墾中不図古墳一掘当リ候様ノ次第有之候ハ口碑流伝ノ有無ニ不拘凡テ
詳細ナル絵図面ヲ製シ其地名並近傍ノ字等ヲ取調当省可伺出此旨相
達候事

(8) 外池昇「明治期における陵墓決定の経緯」皇子・皇孫等の場合「成
城文芸」第一一〇号 一九八五年、「貞元親王をめぐる伝承について」『地方
史研究』第三五卷第三号 一九八五年(「幕末・明治期の陵墓」所収 一九
九七年 吉川弘文館)

(9) 「宮内省達乙第一号」明治十四年一月一九日布達
(府県、沖縄県ヲ除ク)

古来諸王ニテ奉祀ノ子孫無之方々(賜姓又ハ親王宣下ノ有無)拘ラス墳
墓ハ自今惣テ皇子御墓一準シ取扱候条、各管内ニ於テ該墳墓現存ノ向ハ
地方伝説等詳細取調絵図面相添可申出旨相達候事

(10) 第四百十二号

諸陵墓并古墳等掘発候義不相成ハ勿論に候得共近々陵墓取調として
教部省官員出張巡視有之筈に付猶又右等心得違之者無之様可相心得
候事

右之趣管内無洩相違もの成

明治六年三月 奈良県参事津枝正信

(幡鎌一弘編「史料」宗教・開化政策に関する奈良県法令(明治五年)九
年)、「おやさ」と研究所年報第二号 一九九五年より)

(11) 茂木雅博「天皇陵の研究」一九九〇年 同成社、「天皇陵とはなにか」
一九九七年 同成社